

募集の概要

都営住宅とは

- 住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。入居に際して、民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、入居資格等をよくお読みになったうえで、お申込みください。
- 都営住宅では、部屋の間取りや広さなどにより、部屋ごとに入居できる人数を定めています。これに基づき、今回募集対象となった住宅を分類しています。この分類したものを「申込地区」といいます。入居資格をお確かめのうえ、申込地区一覧から入居する人数に合う地区を一つ選び、お申込みください。
なお、募集する住宅はあくまでも以前に居住していた方があった住宅であり、新築同様ではありません。

募集について

- 年4回の定期募集で、比較的低倍率の住宅について募集します。
- 抽せんにより都営住宅の使用予定者となる方を決めるための募集です。抽せんで当せんした方を入居資格審査対象者とし、さらに入居資格審査に合格した方が都営住宅の使用予定者となります。使用予定者となったあと、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。

抽せんについて

- 優遇抽せんはありません。
- 抽せん会への出欠は、当落に一切影響ありません。
- 抽せん会は公開で行い、当日見学にいらした方に立会人として抽せんのご協力をお願いします。
- 抽せん会の途中や終了直後は、当せん番号のお尋ねにはお答えできません。
- 抽せん結果は次のとおりご確認ください。
聞き間違い防止のため、電話でのお問い合わせは受け付けておりません。
①抽せん会当日の午後6時以降に、公社ホームページ (<https://www.to-kousya.or.jp/>) に掲載します。
②オンラインで申込みした方には後日メールを、郵送で申込みした方には後日通知はがきをお送りします。ただし、申込書に所定の金額の切手を貼っていただいた方に限ります。

補欠について

- 結婚予定者世帯向申込地区では、一定数の補欠者を決定します。
- 補欠の番号は、最後の当せん番号の次の順位の番号から順番に決定します。
- 補欠者は、入居資格審査対象者が失格等となった場合に繰り上げて審査を行います。
なお、繰り上げにならない方には資格審査通知書を送付しません。繰り上げの有無や時期の予想などのご質問には一切お答えできませんので、資格審査通知書送付前のお問い合わせはご遠慮ください。
- 繰り上げとなった場合、使用許可日（入居）は通常のスケジュールとは異なります。

抽せん方法について

「抽せん方式」による都営住宅募集の抽せん方法は「一連番号方式」といい、少ない抽せん回数ですべての申込地区に共通の「当せん順位」を決める方法で、公平かつ時間短縮に最適なため、多くの自治体で公営住宅の抽せん会などに採用している一般的な方法です。

一連番号方式のしくみ

- 申込地区全体のなかで最大の抽せん番号を対象に、その数字を桁に分けて、抽せん器を使って桁ごとに数字の順位をつけるための抽せんを行います。抽せん結果に基づき、各桁の数字を順番に組み合わせ、すべての抽せん番号の当せん順位を決めます。
- 各申込地区の当せん番号は、募集戸数が1戸の地区では、その地区の最大の抽せん番号以下で当せん順位が最も上位の番号です。募集戸数が2戸以上の地区では、当せん順位が上位のものから順番に募集戸数分の番号です。

① 申込地区全体のなかで最大の抽せん番号が299の場合

手順1 抽せん番号各桁の数字の優先順位を抽せん決めてます。

百の桁 十の桁 一の桁
2 9 9

【抽せん結果の例】

- 抽せん器を使い、桁ごとに数字の優先順位を決めるための抽せんをします。
- はじめに、百の桁が「2」のため、「0・1・2」の3個の抽せん玉を抽せん器に入れて玉をひとつずつ出していきます。
- 同様に、十の桁と一の桁は「0から9」まで10個の抽せん玉を抽せん器に入れて抽せんを行います。
- 百の桁の抽せん、玉が「2→0→1」、十の桁で「6→5→7→0→1→8→3→2→9→4」、一の桁で「8→4→9→6→5→0→1→7→2→3」の順で出た場合、各桁の優先順位は右表のとおりとなります。
- この例の場合、百の桁から一の桁まで、抽せん器の操作は合計で23回で終了します。

優先順位 (玉の出た きた順番)	百の桁	十の桁	一の桁
1位	2	6	8
2位	0	5	4
3位	1	7	9
4位	—	0	6
5位	—	1	5
6位	—	8	0
7位	—	3	1
8位	—	2	7
9位	—	9	2
10位	—	4	3

手順2 抽せん結果（優先順位）に基づき、数字を組み合わせて当せん順位を決めます。

組み合わせの法則：上の桁を優先して順位順に数字を移動する。
下の桁は上の桁の数字が一巡したときに順位をひとつ移動する。

●当せん順位 1 位「268」
すべての桁の優先順位 1 位の数字の組み合わせ

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 2 位「068」
百の桁のみ、優先順位 2 位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 3 位「168」
百の桁のみ、優先順位 3 位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 4 位「258」
百の桁は 1 位に戻り、十の桁が 2 位に移動、一の桁は 1 位のまま

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 5 位「058」
百の桁のみ、優先順位 2 位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 6 位「158」
百の桁のみ、優先順位 3 位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

・・・途中省略

●当せん順位 298 位「243」
百の桁は 1 位、十の桁と一の桁は 10 位

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 299 位「043」
百の桁のみ、優先順位 2 位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位 300 位「143」
すべての桁の優先順位最下位の数字の組み合わせ

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

手順 2 による数字の組み合わせで、当せん順位順の番号は下表のようになります。

当せん順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	……	298 位	299 位	300 位
番号	268	068	168	258	058	158	278		243	043	143

手順3 各申込地区の当せん番号を決定します。

- 各申込地区の当せん番号は、その地区の最大の抽せん番号以下で当せん順位が上位の番号で決定します。
- 例えば、最大の抽せん番号が76の申込地区で募集戸数2戸の場合、76より大きい数字は除外し、当せん順位が上位の番号ふたつが当せん番号です。

当せん順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	……	298位	299位	300位
番号	268	068	168	258	058	158	278	……	243	043	143

当せん

当せん

よって、この地区の当せん番号は「68」と「58」で、その番号を付番されている方が当せん者（入居資格審査対象者）です。

なお、募集戸数が2戸以上の地区では、当せん順位が入居資格審査の順位になります。

※実際に付番されている抽せん番号は1から299までの299個ですが、各桁に必ず「0」があるため、組み合わせた結果「000」となるものが出てきます。よってこの「000」を含めると、番号が0から299までの300個となり、当せん順位も1位から300位までとなります。

ただし、「000」は抽せん番号としては存在しない数字ですので、申込地区ごとの当せん番号を決定する際には無効扱いとします。